令和5年度第2回医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会

日時 令和5年12月13日(水)

10:00~

場所 航空会館ビジネスフォーラムB101

開催形式 オンライン併用

○毛利補佐 定刻になりましたので開始したいと思います。委員の先生方におかれまして は、カメラをオンでマイクをミュートにお願いできますでしょうか、ありがとうございま す。

ただいまより、「令和5年度第2回医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会」を 開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき誠にありが とうございます。

本日はオンラインと現地参加を合わせて委員 11 名中、11 名の皆様に御出席いただいております。また、前回(5 月)の部会からこの間に、委員の交代がございましたので御紹介させていただきます。尾松素樹委員に代わりまして、日本歯科医師会常務理事の末瀬一彦委員でございます。また、このほかに参考人として公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)より江藤参考人、葛西参考人、斎藤参考人に、またオブザーバーとして、文部科学省より高等教育局医学教育課の堀岡企画官、厚生労働省医政局医事課の小澤専門官に御出席いただいております。続いて事務局として、歯科保健課課長の小椋、課長補佐の大坪、私 毛利、ほか、関係官が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、事務的な御案内をさせていただきます。本日、オンラインで御参加の3名の先生方におかれましては、特に部会長からの指名がない場合で、御意見や御質問等で御発言のある場合は、Zoomの「手を挙げる」ボタンを押していただくか、若しくは画面上で挙手をしてお知らせいただければと思います。その際、御指名を受けてからマイクのミュートを外していただきいて御発言いただければと存じます。御発言以外の場合は、マイク

また、現地の先生方におかれましても、マイクを通した音声のみが Zoom に乗りますので、御発言の際は、お手元のマイクで御発言をお願いいたします。御発言が終わられましたら、マイクが干渉してしまいますので、マイクをオフにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

をミュートの状態でお願いいたします。

それでは、はじめに資料の確認をいたします。お手元の資料を御覧ください。本日、御用意している資料としては、資料1が共用試験実施機関の指定について、資料2が歯学生共用試験要綱、こちらは公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構から御提出いただいたものです。資料3が共用試験実施機関の指定に関する意見(案)です。

また、参考資料が5つございます。参考資料1が委員名簿、参考資料2が共用試験省令、参考資料3が「共用試験の基準告示」、参考資料4が前回の部会で頂いた「公的化後の共用試験に関する意見」、参考資料5が昨年度の医学生の共用試験部会のほうで頂いた「共用試験実施機関の指定に関する意見」です。こちらの資料3つと参考資料5つを御用意しております。不足する資料等がございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

今回の部会については公開となっておりますけれども、カメラ撮り、頭撮りについては、 こちらまでとさせていただきます。 議事に入りますので、ここからは田上部会長に進行をお願いしたいと思います。田上部 会長、よろしくお願いいたします。

○田上部会長 皆様、おはようございます。何かとお忙しい時期かと思いますが、本会議室、また Web での御参加と、御参集いただきましてどうもありがとうございます。いよいよ議論も熟してきておりますけれども、早速、本日の議事に移らせていただきたいと思います。

本日の議題は、「共用試験実施機関の指定について」です。共用試験実施機関として申請のあった「公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)」から提出された「歯学生共用試験要綱」の内容が厚生労働大臣が定める基準に合致しているかどうか、また、CATO を試験実施機関として指定してよいかどうか、指定に当たって特に付すべき条件等はないかといったことを本日御審議していただくことが主な目的です。

まず、事務局から資料1と資料2の説明をお願いいたします。

〇大坪補佐 事務局です。資料 1「共用試験実施機関の指定について」をご覧ください。まず、「1. これまでの経緯等」です。令和 2 年 5 月に、歯科医師分科会の報告書が取りまとめられております。これを踏まえ、令和 3 年 5 月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。この中で、歯科医師法が改正されて、厚生労働省令で定める「公的化された共用試験に合格した者が臨床実習において歯科医療を行うことができる」と明確化されました。その公的化された共用試験について検討するために、「歯学生共用試験部会」が設置され、令和 5 年 3 月 27 日に第 1 回、5 月 19 日に第 2 回を開催いたしました。検討いただいた内容については、本日、参考資料 4 として御用意していますが、「公的化後の共用試験に関する意見」として、部会での意見を取りまとめていただき、6 月 30 日に公表しています。

この意見を踏まえまして、11月7日に、参考資料2として御用意しています※1にある厚生労働省令第138号と、参考資料3の※2にある告示第301号を公布いたしました。そして、この省令と告示に基づいて、共用試験実施機関の公募を開始し、11月14日に締切り、公益社団法人医療系大学間共用試験実施機構(CATO)から申請があり、資料2として御用意しております「歯学生共用試験要綱」が提出されたところです。

そして、一番下の○ですが、今後の予定として、令和6年4月1日に改正歯科医師法が施行され、公的化された共用試験が実施されることになっています。

続いて裏側のページ、「2. 関係の規定」です。まず、令和6年4月1日施行の改正後の 歯科医師法第十七条の二に、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床 実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大 学が共用する試験として厚生労働省令に定めるものに合格した者は、前条の規定にかかわ らず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医業をすることができるとされました。こ の省令が、先ほどの※1の省令です。

次の●厚生労働省令の所に、「共用試験実施機関」の指定に関する箇所を抜粋して記載

しています。読み上げますと、第二条の下線を引いた箇所ですが、共用試験は、厚生労働大臣が指定する機関(以下「共用試験実施機関」という)が実施するものとする。続いて、3項の「厚生労働大臣は」からの下線部になりますが、「次の各号に掲げる要件(指定要件)を満たしていると認めるときでなければ、共用試験実施機関の指定をしてはならない。」とあります。また、その下の三ですが、「行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること。」としております。この実施機関の指定については、後ほど改めて御説明いたしますが、参考資料2の省令第四条第1項に、実施機関の(指定の条件)を書いており、その指定について厚生労働大臣は条件を付すことができるとしております。

3 つ目の●厚生労働省告示についてです。こちらが先ほどの 1 ページの※2 に該当するものです。3 行目の「大学が共用する試験を定める省令第 2 条第 3 項第 3 号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする」として、まず一号の下線部です。毎年度、本試験、これは各大学等において各年度内に初めて行われるものと定義しておりますが、この本試験及び本試験を受けることができなかった者、又は本試験に合格しなかった者を対象とした試験が、これは本試験と追・再試験になりますが、それぞれ少なくとも 1 回行われるものであることとしております。

次の二号は、共用試験は、学科試験及び実技試験によって行い、これは CBT と OSCE を指しておりますが、実技試験 (OSCE) は次のいずれにも該当するものであることとしています。イ、全ての受験者が同一の科目を受験すること、ロとして、試験の科目及びその数が適切であること、ハ、評価者の評価能力の向上及び評価者の質の保証のための取組が実施されていること、ニとして、OSCE で行う医療面接の模擬患者の対応能力の向上及び対応の質の保証のための取組が実施されていることとしています。

続いて、三号に、合格基準が、各大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、適切なものであること。四号に、合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること。五号に、合格した者に対して合格証書を交付すること。六号、様々な事由により、受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこと。七号、不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができるとされていること。八号に、受験手数料が適切に定められていることとあります。ここにある内容については、こちらの部会で取りまとめていただいて、6月に公表した意見書を踏まえて定めた基準になっております。

続いて、厚生労働大臣が定める基準と CATO から提出があった「歯学生共用試験要綱」、これは資料 2 として御用意していますが、こちらの対応関係を表として整理しています。 左側に告示に定める基準、右側に試験要綱の該当ページをお示ししております。また、資料 1(別添)として、横向きの A3 の大きな資料も御用意しておりますので、こちらも参考に御覧ください。左側に厚生労働大臣が定める基準、右側に要綱の対応する記載を具体的 に抜き出しており、厚生労働大臣が定める基準が要綱の中でどのように記載されているのかについて御説明いたします。

1つ目の基準が、先ほどの資料 1 の 3 の①第一号に該当する部分で、本試験、追試験・再試験についてです。要綱にはどのように書いてあるのかということですが、2 ページにおいて、全ての大学において毎年実施するということ、また、本試験、追試験・再試験については、こちらにあるように記載されています。

次に、先ほどの②に該当する部分ですが、左側の基準は、実技試験は次のいずれにも該当するものであることとし、全ての受験者が同一の科目を受験すること、試験の科目及びその数が適切であるということです。右側の要綱では、3ページに「OSCE の内容については、課題の領域には」とあり、こちらの6課題があることが書かれています。

続いて、ハは③に該当する部分で、受験者を評価するものの評価能力の向上及び評価の質の保証のための取組が実施されていることとし、要綱の3ページには「認定制度によって認定された者が担当する」と書かれております。また、この認定評価者については、7ページに、「領域ごとに機構が認定した認定評価者を外部評価者として試験が実施される大学に派遣する。認定評価者の認定に当たっては、認定標準模擬患者養成指針に基づいた講習会終了時に修了試験を実施し、合格した者を認定する。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする」と書かれています。

先ほどの④に対応する二の医療面接の模擬患者の対応能力の向上及び対応の資質の保証のための取組が実施されていることという部分ですが、要綱の3ページには、「試験の公正公平な実施のため、機構派遣監督者、評価者及び医療面接模擬患者は機構の認定制度によって認定された者が担当する。」ということ。そして、7ページに、「医療面接模擬患者について、医療面接領域の試験実施に当たっては、認定標準模擬患者が模擬患者を担当する。模擬患者の認定に当たっては、ガイドラインに基づいた評価を行い、合格した者を認定する。認定を受ける標準模擬患者は、標準模擬患者養成担当者が在籍する団体で、ガイドラインに沿った養成を受けた者とする。また、先ほどと同様に、認定期間については5年間とする。」とされています。

続いて、先ほどの⑤に対応する部分、三の合格基準が、各大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する歯学生等の知識及び技能を評価するために適切なものであることという基準ですが、こちらは、5 ページにおいて、「全大学の受験者に共通して適用される統一到達基準を設定するということ。具体的には、学長・歯学部長、共用試験歯学系 OSCE の実施責任者等の試験関係者の意見を説明会・意見交換で聴取しつつ、CBT の到達基準、OSCE の課題到達基準を各大学から選出された教員とともに認定する」と記載されております。

CBT の到達基準については、項目反応理論(IRT)に基づく標準スコアを用いて、「臨床 実習に必要な知識が十分に備わっていると判断される到達基準を Bookmark 法によって定 める」とされています。一方、OSCE の到達基準については、臨床実習に必要な技能及び 態度が備わっていると判断される到達基準を各課題の評価項目ごとに修正 Angoff 法によって定めるとしています。

⑥に対応する部分は四になりますが、「合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること」という部分については、下から2行目、「機構は、異議申立書(申請)に基づき、異議対応委員会で審議を行い、受領後2週間以内に判定結果を当該大学に伝える。さらに、大学は申立てを行った受験者に判定結果を通知する」とされております。

⑦に対応するのが五の部分で、「共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。」こちらは5ページに記載があり、「共用試験に合格したことを明示する共用試験合格証を発行し、所属大学を通じて合格者に送付する」と書かれております。また、最後の行に、「機構は、臨床実習中に歯学生が着用する、臨床実習中の歯学生であることを示す認定証を発行する」と記載されています。

⑧に対応するのが六の「受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこと」という部分ですが、9 ページに、「受験上の配慮を希望する受験者に対して、合理的な配慮を行う」とした上で、「受験者が受験上の合理的配慮を希望する場合、機構は、当該受験者が所属する大学と協議して、公正公平な試験の実施を前提とした個別の支援方法を検討し、診療参加型臨床実習に円滑に進むことができるよう支援する」と記載されております。

⑨に対応するのは七になります。不正行為の対応については、8 ページに、「受験者の 不正行為や重大な逸脱事案が認められた場合、受験を停止させ、又はその試験を無効とし、 当該学生は少なくともその年度の全ての共用試験を受験することができない」と記載され ております。

最後の⑩に対応するのが八です。「受験手数料が適切に定められていること」という部分については、4ページに記載があり、「共用試験の受験1回につき3万8,000円を徴収する。追試験については徴収しない」と記載されております。駆け足となり恐縮ですが、事務局からの、資料1、資料2の説明は以上になります。

○田上部会長 どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきましたように、 内容が非常に多岐にわたっており、厚生労働大臣が定める基準については、10 項目となっております。全部一緒に議論しますと、少し混乱しますので、内容を3つに分けて御意見を頂きたいと思います。まず、①から④、これは資料1の最後の表にまとめてあります。本試験、追試験・再試験について、OSCEの科目とその数について、OSCEの評価者の評価能力の向上、評価の質保証について、そして④が、医療面接の模擬患者の対応能力の向上、対応の質保証についての4項目です。資料1の別添で見ていただきますと、1ページの表の上から4つの項目です。一、それから二のイ、ロ、ハ、ニという項目です。それぞれに対応する歯学生共用試験要綱、提出されたものですが、それの関係の記述も別添資料に記載されております。これについていかがでしょうか。御意見はございますか。藤井委員、 どうぞ。

- ○藤井委員 もともと告示が出たときに気付けばよかったのですが、告示の項目の中で「科目」という用語を使っています。要綱のほうには、「科目」という用語が一切出てこないのです。この科目というのは何を指すのかですが、多分、医学部のほうは、これで通っていたのでしょうけれども、ない用語があるわけです。いわゆる告示に対して対応する用語がないということは、これで構成上構わないのか、それとも要綱に何らかのことを加えるのか。本来であれば、科目という用語が何となく教育現場としてはなじまない言葉になるかなという気もするのですが、そこら辺はいかがなのでしょうか。
- ○田上部会長 いかがでしょうか。
- ○大坪補佐 ありがとうございます。二の「共用試験は、学科試験及び」という所で、「全ての受験者が同一の科目を受験」と書いてある一方で、右側は課題とか領域という言葉が使われているという御指摘かと思います。こちらの記載については、先生がおっしゃられたように医科と同様にしているのですが、CATO で、何か整理されているものがあれば教えていただければと思います。
- ○田上部会長 江藤参考人、どうですか。
- ○江藤参考人 よろしいですか。今の藤井先生の御指摘は、試験の科目というのが厚生労働省の告示にあると。それで、右側のほうは課題となっていると、その矛盾はどうなのだと。
- ○藤井委員 そういうことです。
- ○江藤参考人 用語の統一を図らなくてもいいのかと。課題と科目、用語の統一を図るべ しという理由は何でしょうか。
- ○藤井委員 すごくシンプルな話で、告示でこうなって共用試験をこのように指定しますといったときに、「では、科目は何ですか」と聞かれたときに、共用試験のそれに対する対応はこれですという、そういう何か、この要綱の中に決めておく必要はないかということです。告示はもう出ていますので、「科目」という言葉でくくられているわけです。ですから、これは本来、告示のときに我々が気付くべきだったことかもしれないのですが、ただ、領域という言葉でいけばいいのかもしれませんけれども、科目と書いてある以上は、こちらのほうでも科目とは何に当たるということが定められていないと矛盾が生じないかなというところです。
- ○葛西参考人 OSCE では、これまで課題という言葉でずっと進めてきた歴史がありまして、ここでも課題という表現になっております。資料1の別添のp3の「OSCE(実技試験)」の所に、「課題の領域」という言葉がありますが、課題の領域イコール科目というように御理解いただけると、すんなりいけると思うのです。OSCE の場合は、「課題の領域」を「科目」というという形で、どこかに定義を置けば、すんなり読めるのではないかと思います。
- ○藤井委員 それは全部承知した上で、どこかにその一言を入れておかなくていいかとい

う問題提起ですので、これでは駄目だということではなくて、どこかで整合性をとってく ださいということだけです。

- ○葛西参考人 その点については、共用試験要綱のほうに、そのように「科目」と「課題 領域」ということが分かるように表現するということでよろしいでしょうか。
- ○田上部会長 堀委員、どうぞ。
- ○堀委員 今のとは関連はないのですが、新しい質問でもよろしいでしょうか。
- ○田上部会長 結構です。
- ○堀委員 ありがとうございます。私からは、第二号の二の模擬患者の対応能力のことについて、1 つ質問させていただきます。今、頂いている歯学生共用試験要綱の 20 ページ以降に、ガイドラインが添付されているのですが、私は、現在医療系大学の認定標準模擬患者をしておりますので、昨年 12 月に出された医療系大学間共用試験に当たる認定標準模擬患者の養成についての養成ガイドラインを持っています。その医療系ガイドラインに比べて、歯科のガイドラインに関しては、内容がかなり簡素であると思いました。

例えば、医療系では標準模擬患者の公平性と質保証というところで、自大学の養成標準 模擬患者と外部団体養成模擬患者の構成メンバーで試験を実施する際、両者の標準化のす り合せを行うなど、結構、細かいことが書かれています。私ども外部の団体から参加する 場合は、これを熟読して参加するように言われています。それに比べて、歯科は標準模擬 患者さんに対しての指針が割とシンプルかと思ったのですが、これは後日、医療系と同じ ように加える御予定はあるのでしょうか。お願いいたします。

- ○葛西参考人 今日、御覧になっている共用試験要綱のほうには、ガイドラインが非常に シンプルに書かれておりますが、いわゆる実施要項、同じような呼び名ですけれども、要 項のほうでは、もっと詳しく記載されておりまして、そちらのほうで実際の講習会は実施 されております。ですから、医科ほどは詳しくないかもしれませんが、同等のものは準備 して、実際に講習会でそのように実施しているということです。
- ○堀委員 ありがとうございました。やはり、外部の団体から参加する人間にとっては、 そこの大学で養成された方と違って、各団体から参加する者にとっての要綱、指針という のはとても大切な軸になりますので、是非その旨よろしくお願いいたします。以上です。
- 〇田上部会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 久山先生、どうぞ。
- ○久山委員 久山です。1つ質問させていただきたいのですが、以前にも同じような質問があったところかもしれません。要綱の試験の公正公平な実施の中で、認定期間が5年間と記載されています。多分、認定評価者、それから模擬患者さんのほうも同様だと思います。この5年間というものは、公的化の先に患者さんがいらっしゃるので、公平性とか制度を運用、変更していくことを常にアップデートして勉強しなくてはいけないということは非常に分かるのですが、大学負担とか、評価者を常に確保しなくてはいけないという点では少し負担が大きいのではないかなと考えています。もし、この5年間という根拠があ

りましたら教えていただきたいと思います。また、これに対する負担軽減など、何か御検 討されていることがありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたし ます。

○葛西参考人 非常に単純な回答で申し訳ございませんが、同じ共用試験の中で行っている医学が1年先駆けて実施しております。そちらのほうで5年と決めたことで、歯学系でも、取りあえず5年ということです。やはり、基となります学評、学修・評価項目というのがありますが、その基はコア・カリであり、コア・カリもまた改訂がされると、来年度から新しいコア・カリの教育が始まるということです。期間を定めてリフレッシュしていかないと、評価者も古い情報だけでは評価できないということもありますので、5年程度が適切ではないかということで、その期間を設定しております。

また、負担軽減についても、現在、認定講習会を行っているわけですが、既に認定評価者小委員会では更新の制度をどうするかについて検討を始めており、御指摘のように e-ラーニング等を使った何か新しい評価システムができないかということで、できるだけ評価者の負担軽減になるような方法で実施したいということで検討しているところです。以上です。

- ○田上部会長 ありがとうございます。この認定の5年間の中での、アップデートのプログラムというのはあるのでしょうか。
- ○葛西参考人 それは、e-ラーニング制度をいろいろ使うということで、今、検討を進めているところです。
- ○田上部会長 また、負担軽減ということも言及いただいたところですが、この辺りは、 厚労省としてコメントはよろしいですか。
- ○大坪補佐 後ほど詳細な御説明はさせていただきますが、仮に実施機関の指定をすることになったとしても、先ほど省令第四条第一項で、指定に当たっては条件を付すことができるという所を御説明させていただきましたが、医科では、条件を付すということで意見を提出しており、歯科においても同様に意見を出していただいて、その中でそういった負担について、きちんと検討されていくべきだとか、配慮すべきだというような書きぶりを入れるなどということも可能です。
- ○田上部会長 ありがとうございます。久山先生、よろしかったでしょうか。
- ○久山委員 御検討いただき、ありがとうございます。運用してみて適宜、運用しやすいように、また公平性を保てるように御検討を続けていただけると有り難いと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇田上部会長 どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。秋山委員、ど うぞ。
- ○秋山委員 1点、確認させていただきたいと思います。7ページにあります認定評価者の文言の所なのですが、内部評価者に関しての文言がないので、その点に関して教えていただけると有り難いと思います。「機構が認定した認定評価者を外部評価者として試験が

実施される大学に派遣する」という文言はあるのですが、実際に実施大学の認定評価者である内部評価者等に関する記載がないので、特にここは問題がないということでよろしいでしょうか。

- ○田上部会長 お願いいたします。
- ○葛西参考人 評価者の項目に、内部評価者という文言が記載されていないということですが、四の試験の公正な実施ということで、ここでは透明性を確保するために外部の評価者を他大学の評価者を実施大学に派遣しますということでの公正公平な実施ということで、特にここの欄では、内部評価者うんぬんは記載していないということです。しかしながら、全評価者全て認定評価者で行うという前提は、そのとおりです。
- ○田上部会長 藤井委員、どうぞ。
- ○藤井委員 先ほどの久山先生の質問にも絡むのですが、5年の根拠は、9ページにある当分この要綱については、最長5年を目途として定期的な見直しを行うと。要するに、この要綱を5年サイクルで回すから認定も5年という解釈でよろしいですか。そうなると、要綱が見直されたときに、細かい内容の変更がなければ、場合によっては、また更新が5年後に変わるかもしれないということを含めての解釈でよろしいですか。根拠の5年というのは、この5年かなと思ったのですが。
- ○江藤参考人 ここに書いてありますように、最長となっていますので、コア・カリの改定とか、国家試験の出題基準の改定とかといったことがあれば、3年目にやるかもしれないです。要綱のほうですね、そういう理解でおりますが、先生の御指摘は、評価者はなぜ5年なのかと。
- ○藤井委員 いえ、評価者の5年の根拠は何ですかという質問に対して、答えの根拠はここの5年ではないのですかと。つまり、最長5年はやりますよと。5年間は、取りあえずこの要綱でいくから、当然そこも5年という根拠なのかなという解釈をしていたのです。
- ○江藤参考人 そのように御理解いただいてもよろしいと思いますが。
- ○田上部会長 ありがとうございます。そうしますと、実施要項のほうも認定期間は最長 5年間とするという理解でよろしいのでしょうか。
- ○江藤参考人 はい。
- ○田上部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。櫻井委員、どうぞ。
- ○櫻井委員 先ほどの秋山委員からの御質問に追加の御質問になると思うのですが、先ほどの認定評価者の所の外部評価者の派遣という項目ですけれども、当初、全ての評価者は外部評価者で構成するという情報なども少しありましたので、この文章だけですと、外部評価者が1人でもいれば良いという考え方もできますし、読み方によっては全てが外部評価者で運営されるというようにも読めますので、やはり少し補足をしていただいたほうがよろしいのではないかという意見です。
- 〇葛西参考人 実は、この共用試験要綱を基に、実施要項を作成しております。そちらの ほうには内部評価者、外部評価者の定義をきっちり書かせていただいておりますので、要

綱と合わせて実施要項も併せて見ていただくと御理解いただけると思います。要綱のほうは、どちらかというと概略的に書かれておりますので、そこまで詳しくは述べておりませんが、通常の実施要項のほうには詳しく書かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○櫻井委員 ありがとうございます。
- ○田上部会長 ありがとうございました。別の実施要項のほうに内部評価者、それから、 先ほどもありました模擬患者についても詳細な記載があるということかと思います。ほか にいかがでしょうか。一戸委員、どうぞ。
- ○一戸委員 確認なのですが、今日は、共用試験要綱は手元にありますが、実施要項はない状態で判断するということになりますか。
- ○葛西参考人 実施要項は毎年改訂されます。現在使用の実施要項にも、今おっしゃった外部評価者、内部評価者の定義はありますし、令和6年度の実施要項は3月1日に全国説明会を行いますので、3月1日に機構から発出する予定です。
- 〇一戸委員 今年の実施要項と、3月1日に発出される実施要項は、公的化に伴って大幅 に変わることはあり得るのですか。
- ○葛西参考人 今年は一応、トライアルと称して、公的化に向かう内容で書いてはおりますが、これから出る新しい令和 6 年度版の実施要項は、より詳しく内容が入っています。 というのは、異議申立てとか、不正事案に関すること、合理的配慮、この辺が詳しく書かれているということになります。
- ○一戸委員 ですから、今の段階では実施要項がよく分からない状態で、ある程度推測せ ざるを得ないと。
- ○葛西参考人 新しい実施要項の話ですか。令和6年度の実施要項ですか。
- ○一戸委員 多分、まだ完成はしていない。
- ○葛西参考人 まだ完成していません。来年に入ってから完成になると思いますけれども。
- ○一戸委員 手元に、今年分でもあるとよかったなと。
- ○葛西参考人 そうなのですが、共用試験要綱をお認めいただければ、それに沿って作っている実施要項、同じ名前であれですが、要綱にのっとって作成ということになりますので、よろしくお願いいたします。
- ○田上部会長 恐らく今日の御意見も含めて、そちらに反映してもらえるものと思います。 かなりの部分、恐らくは今までにも御意見があった中で反映されてくるものという回答か と思います。ほかにいかがでしょうか。
- ○葛西参考人 追加で申し訳ないのですが。
- ○田上部会長 どうぞ。
- ○葛西参考人 今度の新しい要項は、先ほど言いましたように 3 つの事項がありますよね。 合理的配慮、異議申立て、不正事案に対する対応、それから、追・再試の事項が追加になっており、ほかのことに関しては大きな変更等はありません。新たに追加するということ

で、脹らんだということになっています。

- 〇田上部会長 藤井委員、どうぞ。
- ○藤井委員 今の一戸先生の質問の意味は、最終的にこれを共用試験に委託しますよという指定をするに当たり、この共用試験要綱程度の中身でいいのですねということを厚労に確認しているのだと思うのです。判断できないけれども、これでいいのですね。この大枠の中で、我々は判断して、おおむねいいのですねと。通常の企業の入札だったら細かいことまで入って入札されますが、要項にはほとんど細かいことがなく、大枠で認めるという形でいいのですねということになるかと思うのですが。
- ○大坪補佐 本日は、厚生労働大臣が定める基準について、今回応募していただいております CATO が、その要綱の中で、きちんと定めているかというのを、要綱の記載を見て判断することになるかと思います。足りない点については御質問いただいて、CATO からのの回答で、判断していくことになると思っております。
- ○田上部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- ○田上部会長 三浦委員、どうぞ。
- 〇三浦委員 今の議論をお伺いしていて、内部評価者という文言は、実施要項のほうにはきっちりと書かれる予定というように承知したところですが、やはり要綱にも用語だけは、どこかで触れておく必要が、文書の整合性を図る上でも、そのほうが望ましいかと思いました。あるいは、何か大学側への説明に際して別途、説明の文章を加えるとか工夫が必用かと思います。そうすると、2 つの「ようこう(要綱と実施要項)」が整合性よく、つながるのではないかと思いました。御検討をお願いいたします。
- ○田上部会長 御意見ありがとうございます。何かありますか。
- ○葛西参考人 厚生労働省から出ている指定基準の中に、内部評価、外部評価の文言がないということで、我々は特段、内部評価者について記載しなければいけないという感覚を持っていなかったものですから、公正な実施ということで客観的な透明性を持たせるために外部評価者、監督者を派遣するという記載になっております。厚労省から指定があれば、内部評価者あるいは外部評価者という文言があれば、もちろん書かせていただきますが、この表現でどうでしょうか。
- ○小椋課長 ありがとうございます。歯科保健課長です。今の厚生労働省の大臣告示の中には、そのような記載すべきという文言がないということで、現段階ではないということで問題ないのかなとは承知しております。ただし、先生方から御意見がありましたので、要綱のほうも、最長5年で見直すという形になっておりますので、先生方の御意見を踏まえた上で、反映すべきところは今後、反映していければとは思っております。ありがとうございます。
- ○田上部会長 ありがとうございます。
- ○江藤参考人 よろしいですか。
- ○田上部会長 どうぞ。

○江藤参考人 ただいまの御発言は、共用試験要綱と、実施に関わる実施要項の関係を指摘されているのだと思いますが、この部会というか、国が監督指導する試験において、この要綱のほうが大綱であると。実施については、機構に任されているという判断での記載でございます。そこら辺のところを御理解いただきたいと思います。

○田上部会長 ありがとうございました。ほかに、よろしいでしょうか。それでは、いろいろ御意見いただきましたので、それらも反映させた上で、今後の作業に入っていきたいと思います。

続いて項目の⑤~⑦です。⑤~⑦というのは、資料1の最後の表で言いますと、合格基 準について、それから⑥が合否判定に対する異議申立てについて、⑦が合格証書の交付に ついてです。これが資料の別添では、1 ページの一番下の三「共用試験の合格基準が、各 大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する歯学生等の知 識及び技能を評価するために適切なものであること」、そして、2 ページの四「合否の判 定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること」、 五「共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること」、この 3 項目について御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。三浦委員、お願いします。 ○三浦委員 ありがとうございます。⑦の第五号の項目でございます。合格証書の交付に ついてですけれども、横長の資料の機構での文書との対応表で、抜粋している所でアンダ ーラインが引いていない所なのですが、「共用試験合格証の有効期限は設けない」という 文言が要綱のほうにも入っていて、そのとおりに記載されているという形なのですが、こ れだけを見ると、1回、共用試験に通ってしまえば、それで生涯有効というようにも考え られるような記載なのです。しかし、実際のところは、要綱の2ページに、「受験資格」 がありまして、これは懇談会でもいろいろ意見が出たところなのですけれども、結局、各 大学では見込みで単位を取得している条件で受験するので、実際に当該学年で、その大学 において単位が取得できなかった場合には、遡って共用試験の受験資格を失ってしまって 試験結果は取り消されるということになります。大学側が誤解しないように、書きぶりを 少し工夫していただければと思います。特に、この一覧表にしたときの表記の工夫をお願 いします。

文言自体は、この要綱をしっかり読むと、整合性がきっちり取れているので、要綱の文言どうこうという話ではなくて、この一覧表にしたときに、ここからだけ見てしまうと、何となく誤解を与えるのではないかというように思いましたので、御検討をお願いいたします。

○田上部会長 ありがとうございます。かなり議論していただいた内容の部分ですので、 この辺りの意味合いは、この会議のメンバーの方は御理解いただいている内容かと思いま すが、いきなりこれを読んだときに伝わるかどうかという御指摘だと思います。どうしま しょうか。事務局でしょうか。

○大坪補佐 ありがとうございます。遡って単位が取得できなかった場合には、国家試験

と同様に、受験をしていなかったという形になるかと思います。実際には、合格していないというところに戻るという形になるので、有効期限のところには影響はないかなと思うのですが。ここの資料の書きぶりが分かりづらいのかと思います。実際には、合格という前に、その試験を受けていなかったという状況になると考えますが、CATO のほうでも、その理解でよろしいでしょうか。

- ○田上部会長 CATO へのコメントを、もう一度お願いします。
- ○大坪補佐 遡って、そういう扱いになるという理解でよろしいでしょうか。
- ○葛西参考人 書いているとおりでございます。
- ○大坪補佐 資料の記載が唐突な感じで分かりづらいかと思いますが、有効期限のところ には特に影響しないと考えております。
- ○三浦委員 ありがとうございました。今までの論議も出尽くしていたところなので、今のお答えを聞いて、更に確認できたというところでした。ここの資料だけでポンと出ると、その辺りの情報が足りなくて、この文書から先を読んでしまうと、誤解を招くように思います。要綱本文も併せて順に見ると、受験資格が先に記載されているで、全く支障はありません。だけど、ここを有効期限に読んでしまうと誤解を招くので、単に書きぶりだけのことかなと思うのです。この一覧表に「有効期限を設けない」を入れなくてもいいのかなという、個人的には思ったところでございました。よろしくお願いいたします。大学が誤解しないように伝えていただければ、それでいいかと思います。
- ○田上部会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。どうぞ、一戸委員。 ○一戸委員 毎度同じ質問で、斎藤先生、申し訳ないのですけれども、この要綱の5ページの3-1.「CBT の到達基準」の一番最後の所ですね。「IRT 算出用の基準集団や到達基準の確認・見直しを適切に行う。」と記載していただきましたが、毎度毎度、2013年の1年の基準集団だけで、今はIRT が決められているわけですよね。これを適切に行ったら、今後どのような感じで行っていくのかという見通しがあれば教えていただけますか。
- ○斎藤参考人 御質問ありがとうございます。基準集団に関しましては、現在は 2013 年を基準集団として用いております。前回も先生から御質問いただきましたが、「医学系の基準集団は複数で設定されているが」ということでした。歯学系では 2012 年のデータと比較して大きな違いはないということで、2013 年単年度を基準集団として設定しています。

「基準集団検討専門部会」が当機構内に立ち上がっていますので、基準集団の妥当性の検討を毎年行っております。今後もそちらで見直しを定期的に行っていくということになります。見直しの基準としましては、能力値の急激な上昇や低下が見られた場合、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの大きな変更があった場合、それから歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける各項目の出題比率、これから出題ブループリントを作成していくのですけれども、それに大きな変更があった場合には、基準集団を見直すということになろうかと思います。

〇一戸委員 なので、ここに書くことは難しいと思うのですけれど、例えばさっき出ているように、5 年をめどに見直す方針だとかということが分かっていると、皆さんも、要するに以前の、昔の集団ではない新しい集団で、きちんと評価されているのだなということが分かりやすいのかなと思います。

- ○斎藤参考人 ありがとうございます。それも含めて実施要綱を最長5年で見直すという ことだと思います。
- ○一戸委員 では、その最長 5 年は、そういうところにも掛かってくるという理解でいい のですか。
- ○斎藤参考人 はい、そうです。
- 〇田上部会長 ほかに、前田委員。
- ○前田委員 5ページと6ページに関してなのですけれども、大学の役割というのは、この要綱では、どういうふうに捉えているのでしょうか。大学の役割、この要綱では。例えば5ページの「異議申立て」のところで、まず受験生は、大学に異議を申立てるわけでしょう。大学は、試験関係者には、この要綱の定義の7ページに書いてあるところには、大学は試験関係者に該当しないですよね、この要綱の7ページの定義でいくと。それで、「大学の異議申立てに該当すると判断する」ということですけど、異議申立ては、大学は関与しないのではないですかね、通常は。というか、認証評価の観点から、成績の異議申立てのシステムを考えると、これはちょっと変なスキームになっているのかなというのが1点です。

もう一点は、大学の役割として、5ページの「共用試験の合格」の所の2つ目のパラグラフですが、「あらかじめ受験者及び試験関係者に周知する」と。大学には、未だ合格基準を通知しないので、「あらかじめ」というのは、いつを想定しているのか。毎年という意味なのかということ。なぜかというと、OSCE については大学で出題する課題が異なるとか、OSCE の課題は毎年違いますよね。ここら辺を読んでいると、ちょっと頭が混乱して、「あらかじめ」という言葉の遣い方とかがあります。

その上の所にあるのですが、「OSCE の課題到達基準を各大学から選出」と、これは 29 歯科大学のことを想定しているのかとか、いろいろなことが分かってなくて、定義がきちんと書かれていないのですよね。一番大事なのは、やはり大学の役割は何なのだろうか。大学の役割を書いていないところで大学が異議申立てを受ける。大学を飛ばして機構のほうに申し立ておこなう。機構の中につくる第三者的委員会、すなわち成績判定する所と違う所が、異議申立ての責任を担うのが、普通の成績異議申立てのスキームではないのでしょうか。

機関別認証評価等でも、当該の試験関係者を飛ばして学部長ないしは、第三者的立場で 組織的に異議申立ての委員会を作るということになっていると思うのです。そこら辺がち ょっと、読んでいて私は、こういう異議申立てのスキームでいいのかなというのは少し気 になりました。 あと、この要綱で新しく成績判定をやったときに、今までの成績判定と比べて特に OSCE は、がらっと変わってくると思うのだけれど、シミュレートすると、どうなるので しょうかね、というのがちょっと分からないので、もし、それが分かるようだったら教え ていただきたい。逆に難しくなるのだったら、受験生の不利益変更ですよね。不利益変更 を周知期間の 1 か月や 2 か月で、不利益変更を受験生に課すのは非常に酷なのかなという のはちょっと思いました。以上 3 点ですね。まずは、異議申立てのほうからコメントしてください。

- ○葛西参考人 OSCE のほうからお話しますけれども、OSCE の異議申立てで、まず大学のほうに窓口を作っていただいて、大学のほうで異議申立ての内容について吟味していただくということが 1 点ありますけれども、これについては異議申立ての内容によると思うのですね。例えば。
- ○前田委員 スキームとして、異議申立てのスキームとして、大学の役割がはっきりして いないときに、異議申立てを大学が判断するというのはおかしいでしょうという意味なの ですけれども。大学は、では、この共用試験での、大学の役割は何なのでしょうかという ことです。
- ○葛西参考人 機構と大学は共同して試験を実施するということです。というのは、施設 も大学、それからスタッフも大学、機構は監督者と外部評価者を派遣すると。
- ○前田委員 ということは、普通の臨床の認定評価等の成績、異議申立てのシステムだと、 やはり大学はすっ飛ばさないと駄目ですよね。
- ○葛西参考人 ところが、異議申立ての内容によるのですね。
- ○前田委員 ええ、それは分かるけれども。
- ○葛西参考人 だから、機構が関与し。
- ○前田委員 スキームとしては、そういうような大学が一旦判断するというのは、おかしいですよねということです。独立性ということを考えると。
- ○江藤参考人 この公的化になりましたら、この公的共用試験の監督指導は、先ほど言いましたように、国です。実施主体というか機関は、機構と大学だと。だから、大学にも実施の責任はあるということで、この異議申立ての第1段階として、まず大学側で、その異議申立てを受けると、そういう。
- ○前田委員 でも、大学は成績判定には関与しないのですよね。実習と共用試験は分かりますけれども、成績判定に大学が関与しないのに、異議申立てのところで大学がやるというのは、ちょっとおかしくないですかという。
- ○江藤参考人 いや、実施主体として、その異議申立てを受ける。例えば、OSCE であれば設備の不都合とか。
- ○前田委員 大学を飛ばして異議申し立てを受ける必要があるのでは。
- ○江藤参考人 そういったことも含まれてくるわけですよね。だから、そういったことも 含まれているので、実施責任を負う大学としては、まず、その異議申立てを受けると。そ

れで、設備・施設についても含めて。では、それは受験者に不利であったと判断すれば、 そこで異議申立てを受理する、ないしは却下すると。そういう判断を、まず大学でしても らった上で、「いや、これは大学の手に余る」ということの場合は、これは機構に上がっ てくると、そういった実施責任の分担が、そこでされているというように理解いただきた いと思います。

○藤井委員 いや、よろしいですか。さっきから同じようなことを言っているのですけれども。前田先生が質問していることは、今の話の中で、この合否には大学は一切関与しない。だけど異議申立ては、大学でまず受けろということは、要は、スキームとしては共用試験が異議申立てに対して大学が一旦受けてくださいというシステムになっているでしょうと。であれば、そこの部分というのは、大学としての立場としては、この要綱の中に、どこにも記載がないので、各論の所には入ってくるのだけれども、大学がどういう立場にいるのかということがないので、それを明確にしてくださいという、多分、御意見だと思うのですけれど。

○前田委員 ですから、成績評価の基準を決めるのも、大学は意見を言うだけで、正式に 決定するのは機構でしょう。

○藤井委員 そう、そういうことですよ。だから、本来は機構に投げるわけですよね、受験生は。機構に異議申立てをするのだけれど、その前に一旦、機構から委託を受けた大学が調べた上で、機構に上げてくださいというスキームになっているわけですよ、これ。ですから、それをもう少し明確に、大学が、この共用試験の中でどういう立ち位置なのかということを、どこかで定義付けしないと駄目ではないですかという意見、解釈です。

○前田委員 一番初めのところで、きちんと大学の役割、責務を書いていかないと、これ が全部うまく続かないのですよ。

○江藤参考人 2 ページ目に、2-1. 共用試験の実施の所に、機構が定める実施方法に従って、全ての大学。

- ○前田委員 これは実施場所しか書いていないですね。
- ○江藤参考人 全ての大学、歯学部を置くものにおいて毎年実施すると。だから、この歯 学部を置くものにおいて毎年実施するということは、この実施の責任においては、この歯 学部が同等の分担をすると。
- ○前田委員 先生、それは読めませんよ。
- ○江藤参考人 そういう理解でおりますけれど。
- ○前田委員 これでは読めませんよ。そういうふうには、やはり。と思いますけれども、 読めますかね、これで。
- 〇田上部会長 読める方と読めない方とがいらっしゃるかもしれませんけれども、そうだ と思えば読めるかなと。
- ○前田委員 「において」だから、場所は分かるけれども、責任に関しては読めないのではないですかね。

- ○田上部会長 その辺り、いきなり機構のほうに異議申立てがあったとしても、やはり、 まずは大学に、どうなのかという諮問が出るのではないかと思うのです。だから、それを 先に大学で整理していただくという趣旨と思われますがいかがでしょうか。
- ○前田委員 成績判定だけだと思うのですね、異議申立てが出るのは。だから、成績判定 に関しては、大学はノータッチ。
- ○田上部会長 いや、例えば OSCE のときに、機械が具合悪かっただとか何とかという設備も含めての大学の状況把握なのではないかなと、私は理解しました。
- ○葛西参考人 よろしいですか。今、成績判定だけだということなのですが、確かに落ちたということで、異議申立てをしてくるのですけれど、どうして落ちたのかという問合せは、機構のほうでお答えできますけれど。実は、試験環境、あるいは教育で、「こんなの教えてないのに、なんでこんなの出したのか」とか、合否判定以前の問題の、いわゆる大学の教育に関する、そういう内容のクレームが機構に上がってくるのです。
- ○前田委員 いや、でも、そうしたら。
- ○葛西参考人ですから、それは我々も回答できないのですよ。
- ○前田委員 だから、それは機構のほうから大学にやって、大学からまた戻していくとい うのが普通の成績異議申立ての。
- ○葛西参考人 そういう方法もありますね。ですけれども、今、医学系をやっていても、かなりの異議申立てが上がってきている件数なのです。ですから 2 週間で回答するということで進めてはいますけれども、医学系も。とてもとても回答できない、そういう事態になっているということで、できるだけ大学で、大学で解決する問題は大学に、そして機構に、これは上げなきゃいけないというのは機構にということで、第 1 段階を大学にお願いしているということです。

例えば、こういうことを教えてもらっていないのに、何で教えてくれないんだと。ところが、それは一部の学生であって、多くの学生は別に何にもクレームは上がってきていない。つまり教えたか教えていないかということの異議を、機構では判断できない内容もあるのですよね。いや、前田先生がおっしゃっているのは、全部機構が吸い上げて、それで、また大学に戻せばいいではないかということなのですけれども。しかし、この異議申立ては、全て機構の専門部会のほうで判定をいたします。ですから、大学が処理した案件も全て報告として機構に上げていただくことになっていますから、全ての案件に関しては目を通して、もし大学の判断に誤りがあった場合には、機構のほうから、これはもう一回上げてくれと、機構で審議するから上げてくれというようなこともできるような仕組みで、そこに書いてありますよね。

ですから、異議申立てを機構に上げなくていいという判断をした場合でも、異議申立ての報告を機構に提出しろというのは、そこにあるということなので、機構は全ての異議申立てに関して判断をするということになっています。

○前田委員 だから私は、そういう今まで評価機構等で認証評価を行っていると、こうい

うような異議申立てを組織的にやるのは、これはおかしいですよというように指摘している。

だから、やはり一旦吸い上げて、そこから大学で判断するものは戻すというようなスキームを作っておくのがいいのかなということを意見として言います。

あと、あらかじめやるというのは、成績を見て。

- ○田上部会長 2点目ですね。
- ○前田委員 2 点目です。成績をあらかじめ周知するというけれども、毎年、成績のあれ を OSCE の場合はやらざるを得ませんよねと。今、これを読むと「課題が異なる」と書い てあります。
- ○葛西参考人 先生、OSCE の Angoff 法による到達基準の判定方法、御存じでしたか。前回説明したと思ったのですが、先生はいらっしゃらなかったでしょうか。
- ○前田委員 いましたけれども。
- ○葛西参考人 そうですか。課題ごとに全て到達基準を判定します。正しく言うならば、課題の評価項目1つ1つについて、到達基準はこのレベル、このレベルという作業をしてやりますので、課題が異なっても、難易度に関してはそんなに不平等はないという、そういう方法になっています。
- ○前田委員 分かります、それは分かりますけれど。
- ○葛西参考人 で、同じ課題を使っている範囲ではそのようにやりますけれども。例えば結果として、この課題は不合格者が多いとか、そういったことがあれば再度 Angoff 法を、そういうデータを加味して Angoff 法をもう 1 回やり直す。Angoff 法をやる委員は、29 大学から全て代表者を呼んで行いますので、別に機構が勝手に調整するということではないということです。
- ○前田委員 だけど、この最後の所に、大学で出題する課題が異なることがあるために到達基準の値は異なってくると。
- ○葛西参考人 はい。ですから、CBT のように何点が合格基準というのはないんです。課題によって点数を出すとばらばらになるんですよ。ですから、それを課題ごとの組合せでやると、ばらばらになっちゃってよく分からないから、こういう表現にならざるを得ないということです。
- ○前田委員 でもね、毎年、その大学によっても基準が変わるということですよねという ことですか、OSCE は。
- ○葛西参考人 いやいや、基準が変わるというか。ですから、到達基準のレベルは一緒なんです。臨床実習に上げていい学生ですよというレベルは一緒なんですよ。課題によって、例えば先生がおっしゃるように、支台歯形成は 68 点が合格で、もう一方のレストシート形成は 70 点が合格というのは 2 点高いじゃないかとか、そういう議論になってしまうのですけど。難易度は同じように設定していますということなのです。だから、点数で表現すると非常に誤った情報を伝えてしまう。この課題は難しいんだというふうになってしま

うのです。

- ○前田委員 課題は変わるわけですよね。
- ○葛西参考人 毎年変わりません。
- ○前田委員 いや、大学によって。
- 〇葛西参考人 これも前回お話したのですけれど、6 課題が出るうちで 3 課題は全大学共通課題です。あとの 3 課題は、A 課題、B 課題のどちらかが出るという。ですから、全部の大学が全部ばらばらというのは過去の話です。過去は、29 課題から 6 課題出したので、ほとんどの大学で組合せが全部違うということがありましたが、今回からは、6 課題中 3 課題は共通課題で、あとの 3 課題は A 課題、B 課題のどちらかで出るのです。
- ○前田委員 CBT は、あらかじめ到達基準が出せる、これは分かるのです。
- ○葛西参考人 いやいや、Angoff 法で全部到達基準は決められていますから、事前に。 OSCE の課題も全て課題ごとに、もう決まっています。
- ○前田委員 それを5年間は使いますよという意味で。
- ○葛西参考人 いやいや、5 年間は変えるかどうかは分かりません。というのは。そりゃあ、見直しはやりますよ。でも、やったときは、必ず各大学に、委員の先生方に集まっていただいて、委員の先生というか、代表者に集まってもらって Angoff 法をやるということです。
- ○前田委員 あらかじめというのは、いつ。いつ周知するんですか。
- ○葛西参考人 あらかじめというのは、試験を実施する前にはフィックスしますよという ことです。試験が終わってから調整するということはないと。
- ○前田委員 来年の場合はどうするのですか、6月から始まりますよね。
- ○葛西参考人 はい。2月19日には、Angoff法をやるということで、案内して。
- ○前田委員 オープンにするのですか。
- ○葛西参考人 オープンというか、参加者には分かります。ですから、何点というのは表現できないのですということをお話してるのですけど。
- ○前田委員 各大学、何か、しっくりこないんですよね、ここの文章を読んでいて。
- ○一戸委員 全国説明会は3月1日ですか。
- ○葛西参考人 はい。このスケジュールで、3 月 1 日の全国説明会では、CBT・OSCE の到達基準について説明いたします。
- ○一戸委員 具体的に。
- ○葛西参考人 すみません。2月19日に、Angoff 法をやりますので、その結果についての報告がありますので、今ここで具体的に、この課題はこのレベルという話はちょっとできないということなのです。
- ○前田委員 受験生については、いつオープン、話すのですか。大学が受験生に喋れと、 周知しろということになるのですか。
- ○葛西参考人 受験生に関しましては、その時期にどういった形にするか。今、受験生向

けの共用試験の説明を用意しておりますが、その中にどういった形で記載するか、少し検 討させていただければと思います。

○前田委員 一番心配しているのは、もし難易度が上がったとした場合に、周知期間が 2 か月ぐらいしかない。不利益変更になりますよね、受験生の。そこをすごく心配しているのです。今までどおりの難易度というか、試験の形態だったら別に不利益変更にならないけれども、時間がないときに不利益変更するときの、その受験生にシステムをすごく一生懸命に教えないと、受験生は不安に思いますよということです。

○葛西参考人 それは到達基準で評価されるという心配があるかと思いますけれども。今、難易度とおっしゃいましたけれども、これまでは各大学がその判定を行っていたので、いわゆる合格基準が高い大学と低い大学というのがあったわけですね。これからは統一基準だということでスタートしますので、その比較はできないのですよ。難易度が上がった、あるいは下がったというのが、我々のほうでは評価ができない。ただ、言えるのは、今年度はトライアルでやっていますが、その結果はこうですよということをお返しします。それで、各大学は難易度が上がったねという結果になるのか、下がったよねという形になるのかは、それは各大学での評価になるかと思います。

○田上部会長 では、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 先ほどからの議論の中で、その出題する課題が異なることがあるため到達基準の値は異なるということで、それは課題ごとで、その Angoff 法を使って適切な合格基準というのが定められるのだと思うのですけど。あらかじめ受験生にも関係者にも周知するということで、我々がどういう形でそれが周知されるかというイメージがつかないので、今も、前田先生のような御質問をされたと思うのですけど。具体的には、例えば 10 課題あれば 10 課題それぞれの合格基準が異なりますということが事前に、5 ページの「共用試験の合格」の最初の所ですが、どういう形で周知されるのかというのがイメージできると分かりやすいのかなと思うのですけども。

○葛西参考人 これまでは、6 課題出た場合、例えば医療面接が何点と出して、それで医療面接は何点以上が合格ということで、すごく分かりやすい。医療面接は単独課題で評価しますから、今回の公的化になっても、そういう表現ができるのは医療面接だけです。あとの5課題は横に評価しますね。医療安全がどうなのかとか。ですから、その医療安全に関する到達基準は何点、何パーセント、何十パーセント、6 割できたら 0K ですよとか、そういう基準でお話はできると思いますけれども、個々の課題ではできないということになります。これは、その評価が横評価になると、その課題ごとの点数ではないので、そういう各能力の到達ラインは何点です、百点満点で何点ですよという形で御説明できると思います。

○江藤参考人 よろしいですか。5 ページ目にございますが、「共用試験の合格」の最後のほうの段落の、「あらかじめ」ということで、前田先生の御懸念、要するに間に合うのかということですが、3月1日の CBT・OSCE の全国説明会だけではなくて、「受験者の方

々へ」という、そういった文書も発信するということで、できるだけ丁寧に速かに周知していくつもりです。ですから、公的化の初年度なので、できるだけ混乱が起きないような措置は、当方としても、機構として考えております。医学系についても、「受験者の皆様へ」とか、それから「事務職員の皆様へ」とか、そういった形も検討させていただこうと思っております。

〇田上部会長 前田委員、3 つとも今の議論で話は出たようでございます。ほかに、どう ぞ、秋山委員。

○秋山委員 合否の判定に対して、受験者が異議の申立てをすることができる体制が整備されたということは十分理解いたしました。そこで、「大学は、異議申立てに該当するか否かを検討する。OSCE の場合は、録音・録画データも参考に検証する。大学が異議申立てに該当すると判断した場合は」ということが、6ページの 3-4 に書かれているのですが。そうすると、今後、この6課題に対して、録音・録画を大学が行わないといけないということになるのかということと、あと、この課題シート、評価シート、評価マニュアルは、3日前までに機構から送られるということを伺っております。課題評価責任者は、機構派遣の外部評価者の方が全国統一基準の下で、各大学で行うというお話を伺っているので、録音・録画データも参考にということが書かれているものですから、その具体的なイメージがわかないので、今後どのような形で対応していけばいいのかということを教えていただけると有り難いと思います。

○葛西参考人 本試験におきましては、これまでどおり医療面接の課題につきましては、録音・録画をお願いいたします。これまでどおりでございます。追・再試験につきましては、新たに一応、ビデオ判定で評価ができることは可能ではないというふうに機構では考えておりますが、参考になるだろうということで、追・再試験に関しては、ビデオ撮影を行っていただきたいということで、機構の実施要項のほうに、そのように準備をお願いしたいということを記載する予定です。

〇秋山委員 ありがとうございます。本試験に関しては、録音・録画データは医療面接を 行うという形でということで、よろしいのでしょうか。

○葛西参考人 はい。これは機構のほうでテストをいたしまして。ビデオ2台ほど置けばビデオ評価ができるかということで試みをしたのですが、口腔内の状態が、頭がかぶったり、手が影になったりということで、やはり全ての評価項目が評価できないということなので、ビデオによる、いわゆる評価はできないという結論になっています。ただし、清潔・不潔であるとか、患者さんへの対応ですね。そういったところがざっくり評価できるということもありますので、参考として一応、追・再試験は、合否が受験生にとって非常に重要な判定になりますので、一応そういったビデオ1台を配置していただくということです。基本的には認定評価者2名で評価しますので、この2名の評価者が判定した結果を重要視するということにならざるを得ないと考えております。

○田上部会長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ただいま頂きました御意見も参考

に、事務局で検討を進めさせていただきます。そして、3 つ目のグループの⑧~⑩は、資料の最後の表の「受験上の配慮について」、⑨は「不正行為への対応について」、⑩が「受験手数料について」ということで、この別添資料で言いますと、6、7、8 の項目です。これについてはいかがでしょうか。御意見はございますか。堀委員、どうぞ。

○堀委員 ありがとうございます。私からは、障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者の立場にたって質問させていただきます。この文言に関しまして9ページを拝見いたしますと、これは、「受験者が受験上の合理的な配慮を希望する場合」と書いてありますが、これは受験者側の希望がなければ、この配慮はなされないというように理解してよろしいのでしょうか。教えてください。

○田上部会長 これはいかがでしょうか。

○葛西参考人 例えば OSCE ですと、実習を担当している先生方が普段の学生の動向を見ていますと、「あなたはちょっと、これが通常ではできないので、配慮を申し出たらどうか」などという話が多分あるのだと思います。今までも、そういったことで大学側から配慮の要望が上がってきております。表現的には、受験者が希望するということを申し出るというスタンスなのですが、実は教員も分からない状況があるかもしれません。「実は、私こうこうこうなんです。」「えーっ。」という話があるかもしれませんので、基本的スタンスとしては、教員が長い付き合いで分かっている状態であれば、それは結構なのですけれども、そうではない場合もありますので、やはり基本的には受験者から申し出ていただくと。「実は、こうこうこうなんです。試験になると緊張して、こういうことになるかもしれないので」ということを申し出ていただいたほうが、こちらとしてはよろしいかなと思います。

○堀委員 御回答をありがとうございます。今おっしゃっていたように、例えば、てんかんの症状がある受験者が、そのときの状況で、普通に生活はしていても緊張で上がってしまったりしたときにてんかんの症状が出てしまった場合など、通常の大学生活では、例えば教員の先生も気付かないこともあるかと思います。そうすると、やはり自分から言わなきゃいけない。ということは必要かと思います。ただこの文言からは、機構へ申し出るのでしょうか。それとも大学に申し出るのでしょうか。その部分がわかりにくいと思いました。先ほどの異議申立てに関しましては、1番のところに書いてあるのですが、「異議申立ての場合に関しては、2週間以内に大学を通して機構へ申請する。」と書いてあります。

しかしこの9ページに関しましては、「共用試験実施に際して、受験者が受験上の合理的配慮を希望する場合」ということで、どこに申し立てをするのかというところが記載されていません。やはり、それに関しては実施要項で詳しく書いてあるのでしょうか?また申し立て関しましては、やはり障害を持ってらっしゃる方というのは表立って自分から言えない場合もあるのではないかと思いました。そのためもう少しここの部分に関しまして、配慮を希望するか否かの外部からの判断以前に、学生が自分から希望しないと駄目だよということを明確にする必要があると思いました。でも、この文言の書き方ですと、何か受

験者としては申し立てはどうしよう、どこに言ったらいいんだろう、試験当日発病したら どうしようというような不安感に襲われてそれこそ公平な試験に臨めないのではないかと 私は不安を感じました。その点に関してはいかがでしょうか。

○葛西参考人 はい、異議申立てもそうなのですけれど、合理的配慮についても、実施要項のほうに、窓口をきちんと設定しなさい、担当者を置きなさいということを記載させていただいておりますので、そのように受験者も、そちらの窓口に行かれるものと思います。○堀委員 ありがとうございます。では、実施要項なのですけれども、障害、疾病その他の事由ということですが、飽くまでも今のこの文言ですと、合理的配慮が必要な事由がすごく漠然としているかなと感じます。例えば障害というのが精神的障害や精神的疾患だった場合、健常者があえて精神科の先生の所に行って、何か偽造をして振る舞って病気をつくるようなことなども、今の時代はいろいろあるので、そのことに関して、実施要項では詳しい詳細というのは記載されていないのでしょうか。

○葛西参考人 いわゆる合理的配慮の申請書みたいなのはございますので、そこに記入していただくことになるのですが。そこでは機構としては分からないと、どういう状況なのか詳しくは分からないということであれば、これは医師の診断を受けるということになりますよね。医学では、いろいろやっている方法があるのですが、歯科の場合には、すぐそばに専門の先生がいるかどうか。医科の場合は、すぐに手配ができるのですが、歯科の場合には、それがうまくいかないので診断書を出していただくとか、あるいは機構の委員がそこに出向いて、どの程度ならできるのかを確認するとか、そういった作業が入るのだろうと思います。

○堀委員 ありがとうございました。私も、今おっしゃっていただいたところが心配です。 医科に関しましてはいろいろな専門の先生方が近くにいらっしゃるので、その症状が的確 に判断できるのですけれども。歯科の場合は、なかなかその場で判断する方がいらっしゃ らないというそのことが懸念の1つだったので、その点はもう一度精査していただけたら と思います。以上です。

- ○田上部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- ○前田委員 28 ページに、受験料についての別添資料が付いていますけれども、歯科の場合、材料費は取るのではなかったでしたか。取らないのでしたか。インクルーズしたのでしたか。
- ○葛西参考人 していません。それは各大学で。
- ○前田委員 それについても、書いておかないと駄目なのでは。
- ○葛西参考人 各大学負担になっております。
- ○前田委員 だから、書いておかないと駄目なのではないですか、これ。書いておかないと、38,000円だけでいいのかというふうになる。
- ○葛西参考人 記載がなかったですか。
- ○前田委員 医科は、確かないから、そのままでいいかもしれないけれど。

- ○葛西参考人 その件に関しては、多分こちらの要綱には書けない。負担していただくと いうことは書けるのですけれども、金額は。
- ○前田委員 金額ではなくて、やはりそういうことは書いておかないと。
- ○葛西参考人 いわゆる消耗品といいますか、そういったものは大学負担ということで。
- ○田上部会長 という了解の下で、ということを、ここに記載すべきかも含めて検討いた だきます。
- ○前田委員 書いておかないと。
- ○葛西参考人 書くべきかどうかは、またの話で。
- ○前田委員 金額は要らないけれども、これ以外に受験費用が掛かりますよということを 書いておかないと駄目なのじゃないかなと思いました。
- 〇田上部会長 各大学が了解の上で、ここまで話が進んできているという状況かと思いますね。
- 〇藤井委員 今の話もそうですが、結局、大学がどこまでどうするのかということが書いていないから。ここは、あくまでも受験料なので、3万8,000円なのですよね。受験料の項目に、それ以外の費用を大学に請求するということを書かないと、ここの項目はおかしいと思うのです。ですが、大学は何をやらなければいけないのかという、先ほどの異議申立ての窓口、合理的配慮の申し出の窓口など、大学に対して、これは大学がやらなければいけないことですという記載があれば、そこに書いてもらうというのが一番合理的なのではないかと思います。
- ○葛西参考人 機構の実施要項のほうにきちんと書かせていただきます。よろしくお願い いたします。
- ○前田委員 普通は、その序文か何かに、大学の責務も、一緒にやっていきますということをきっちり明記しておいて、それから、要項のほうに書いていくのが事務的な書類の作り方なのではないでしょうか。あと、この不正行為のことに関して、受験生には書いてありますが、受験生以外のことのほうが頻発していますよね。その対応のときに、大学の責務はどうなるのかということが、これを読んでいて分からなかったのです。
- ○田上部会長 大学の不正行為は、CATO が関係して。
- ○前田委員 今までも研修医だとか、そのような人たちによる不正行為があったわけで。
- ○田上部会長 受験生以外の。
- ○前田委員 そのときに、実施場所としての大学としての責任はどうなるのかなと、これ を読んでいて、ふっと、抜けているなと思って見ていたのですが。
- ○江藤参考人 前田先生の御指摘は、罰則規定がどこにあるのかという、そういうことですか。
- ○前田委員 受験生の不正行為については書いてあるけれども、要は、先ほどの話に戻りますが、大学が、この公的な試験に関わる役割がはっきりしていないから、どこまで大学が責任を取るのかということが曖昧だと思ったのです。

- ○江藤参考人 再度、申し上げますが、それに関しては、ここにありますように、要綱の下に実施要項の中に詳しく記載することになっておりますが。
- ○前田委員 これ。
- ○江藤参考人 実施要項の中に、大学が大学の役割として、どういったことをやっていた だくと、そのようになっていますが。
- ○前田委員 いや、そこを。
- ○江藤参考人 そこを全部というのは、実施に関しては実施要項等を、この要綱の下で定めるというのではいけないのですか。
- ○藤井委員 よろしいですか。ずっと同じことがポイントで議論されているのですが、歯科医師国家試験で出題委員が問題を漏らした場合には、歯科医師法の中に書いてあるからいいわけですよね。だけど、これはあくまでも公的化をしているだけの話なので、大学側は、もし大学の人間が、若しくは共用試験に関係する人間が問題を漏らしてしまったような場合にはどうするんだというようなことが、この要綱の中には入っていないということです。要するに、学生が不正を起こしたことしか書いていないので、幾ら細かいことが実施要項に書いてあったとしても、この要綱の部分に、やはり大学側の責務の中に詳細な部分というのは書いておかなければいけないのではないかということだと思います。
- ○江藤参考人 はい、分かりました。おっしゃるように、国家試験の場合は第二十八条に、試験委員、その他関係する事務をつかさどる者が厳正に不正のないようにしなければならないと。それで、罰則規定として第三十一条に「第二十八条の規定に反した行為、若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らす、ないしは故意に不正の採点をした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と、こういった条項が必要ではないかと。これは機構が決めることではなくて、公的試験を監督指導される国が、歯科医師法の中に入るのか省令に入るのかは分かりませんが、そういった罰則規定は国が決めると理解しております。
- ○藤井委員 いや、公的化しているので、あくまでも委託を受けているのは共用試験、だから、共用試験の中で決めておかなければいけない。歯科医師国家試験は、国家資格だからいわゆる資格法の中で決められているわけですよね。共用試験としての取り扱いをどうしますかと、大学の責務としてどうしますかということは、どこかで謳っておかなければいけないのではないですかということです。

これはすごく難しいのですが、今までは共用試験が大学に対してペナルティを課すことが事実上可能だったわけですが、今度は公的化になるので、大学にペナルティを課しても駄目で、今度は受験生に不利益が生じると、また、それは困るので、そのようなことをコントロールするのは共用試験でコントロールせざるを得ないのではないかと、私は思います。

○江藤参考人 歯科医師法の第十条と第十七条で、公的化される共用試験は規定されております。国家試験も同じく規定されております。国家試験のほうは、第二十八条と第三十

一条で罰則規定が規定されております。ですから試験として、共用試験は第十七条と第十条で規定されているにもかかわらず、罰則規定はまだ未制定だという理解でおります。というのは、機構には、こういった法律に基づく司法権限はありませんので、今までの罰則は、どこで罰則規定を決めたかというと、大学の学則によって罰則がなされていて、機構は調査をする、ないしは試験のやり直し等に関して遵守事項に基づいて判断していたわけです。ですから、この罰則規定について機構は、その権限がないと理解しております。○前田委員 事務局の要綱の、今日の綱のほうが親規定としてくるのですよね。だから、ここに書いてあって、細かいことを要項に書いていくのですよね。本来であれば、大学の責務としては、この要綱に書いておいて細かいことは下に書いていくという作りですよね。○田上部会長 ありがとうございます。本日の資料2の要綱の中では、4-2の逸脱事案に対する対応のところで、4つ目のパラグラフの「それらの行為に試験関係者や第三者等が加担するといった意図を持って、うんぬん」の所ですが、そこに関わった全ての当事者に責任があるという文言があるわけですが、大学の関わりはどうなるのかというところで、いろいろ御意見がありましたので、その辺りは最終的な意見書にも、またこの内容の修正等も含めて検討することとしたいと思います。

○藤井委員 もう一点、今後のことで、厚労省にお願いですが、今もう既に、江藤先生と 厚労省の温度差は出てきていると思います。この共用試験のいわゆる不正事案が起きたと きに、江藤先生のニュアンスは、歯科医師法の第二十八条、第三十一条に該当して、かつ、 医道審まで上がるような案件ですという認識なのですが、そのような法整備は厚労省が考 えるべきだという先生のお話だったのですが、多分、厚労省は今の時点ではそこまで考え ていない。法的試験の立ち位置に温度差があるのではないかと思うのです。厚労省も、や はり同じように、そのようなことを考えているということでよろしいですか。

我々、現場としては、そのようになれば恐ろしいし、免許なくなるよ、間違ったじゃ済まされないと言いやすくなりますが、実際はどうなのですか。そこを確認させてください。 ○江藤参考人 事例を申し上げますと、某大学で漏洩事件がありました。それで、当然、これは懲戒対象であるという調査委員会の報告があったのですが、ところが、その大学の学則では、そういった具体の事項がないものですから厳重注意で終わったのです。それで他の大学から、それでいいのかと。ところが、ここには、そういったことに関して機構は手を出せないといいますか、下せないのです。先生御指摘の、法律に書き込まれた事項に関して、国家試験は罰則規定まで規定されていると。なので、まだ医学系も共用試験に関しては、公的化共用試験に関しては罰則が規定されておりませんが、これは法律のレベルになるのか、省令のレベルになるのかは分かりません。だけど、法律で書き込まれた事項に関する罰則規定というのは、当然、何か事態が起こることを予想して、法律ないしは法的な、ないしは規則上のそういった整備がされるのであろうというだけです。別に温度差ということではございません。

○前田委員 この8ページの下から2段落目の3行、ここにこのようなことが書いてある

から罰則規定がどうのこうの、受験生しか規定されていない。ここを取ってしまえば、全くこれで文書的にはいいんですよね。「この行為の責任は関わった全ての当事者にある」で、それで終わりで、あとは、いわゆる先生がいつも言う要項のほうに書いて落としておけば何ということはないのですが、ここで受験生と書いておいて、最後に、「受験生、試験関係者及び大学は」という主語が3つ出てくるから、おかしなことになるのです。

〇田上部会長 ありがとうございます。ただいまの御意見も含めて反映させていただきます。櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 最初から私は提案させていただいているのですが、今、逸脱事象に関しての 安全管理についての話がされているわけですが、やはり、何千人という関係者が長年にわ たって運営していくに当たり、このような事例が発生する可能性はゼロには抑えられない と私は思っています。

そのような意味で、例えば、私が以前に提案したのも、最初から今年はこの課題でということを初めから公開していただいては、というお話もしましたが、課題が各大学で異なることもありますので、例えば、各大学に課題を送るときに、それに合わせて今年はこのような課題でやります、ということを開示させていただけるという手順があれば、不正の発生事例はかなり抑制できるのではないか、ということで御提案しております。課題を各大学に送る際に、その時期と合わせて課題を開示することにより、不正を抑制していくことを提案させていただきたいと思います。これは厚生労働省にも、共用試験の信頼性を担保するためにも、是非、そのような方向性で考えていただければと御意見させていただきます。

- ○田上部会長 ありがとうございました。では、一戸委員。
- 〇一戸委員 結局のところ、本日は医道審議会の歯科医師分科会の下に設置された共用試験部会という部会で、CATO が実施主体であるということを最終的に認めて、この要綱に基づいて実施要項を作っていくという作業だと思うので、この要綱が、我々が認める対象になるのだろうと思います。

したがって、先ほどからお話の出ているような大学の役割ですとか、今、この中では曖昧になっている部分を、是非これは加えていただいて、その下で、具体的なことを実施要項のほうに書いていただくという、きちんとした階層構造を作っていただくのが一番で、全ての人が分かりやすいと思いますので、是非そこはお願いしたいと思います。

- ○田上部会長 どうもありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。どうぞ。
- ○末瀬委員 単純な質問です。一番下の受験料のところですが、「適切に定める」と、これはいいのですが、その右側の要綱に書いてある共用試験の受験 1 回に 3 万 8,000 円を徴収と、これもいいのですが、追試験について徴収しないというのは、追試験は今まで受けられなかった人が初めて受けるのですよね。それで受験料がただなのですか。これは再試験ではないのですか。再試験は 1 回受けて駄目だった人が。
- ○田上部会長 これは既に払っている人が受けるのです。既に払っていて受けられなかっ

た人が受けるのが追試験です。改めて2回目の徴収はしないということです。

- ○末瀬委員 受けるのをあれしているからということですか。
- ○田上部会長 はい。
- ○末瀬委員 そうしたら、再試験の場合はどうなのですか。2回目受けるとなったら。
- ○田上部会長 2回目のときは徴収します。
- ○末瀬委員 これは受験1回につきということで言われているのですか。
- 〇田上部会長 追試験は1回払っているので、もうそれで受験できる。再試験は2回目受験するので2回目の分を払うと。
- 〇末瀬委員 ということは、要は、受験1回につき3万8,000円でいいわけですよね。なぜ、これを、あえて追試験は徴収しないと書いてあるのか、この意味が分からないです。
- 〇田上部会長 ないほうが誤解は生まないかもしれませんが、この追試験というのを、また別のところで定義を見ていただいて、そういうことかと理解していただくしかない。この表だけでは理解しにくい部分もあったかもしれません。御意見として伺って。
- ○末瀬委員 あえて「追試験」と書くと、再試験はどうなのだと思ってしまうので。はじめに「受験1回につき」と書いてあるので、それは、もう1回でいいのではないかと思います。
- 〇田上部会長 ありがとうございます。それでは、いろいろ御意見を頂きまして、この要綱についての修正の御意見もいただいております。全て反映させて検討させていただきたいと思います。どうぞ。
- ○大坪補佐 1 点、先ほど、藤井先生の御質問についての厚生労働省からの回答がまだかと思います。逸脱事案についてですが今の段階では特に罰則などを設けるとか、そのようなところまでは考えてはおりませんが、今後、公的化された試験の実施状況や、医科のほうでは1年先行して実施されていきますので、その状況も踏まえて、先生方から御意見も頂き、要綱の改正をどのようにするか、こういった逸脱事案についてどう対応するかというところは考えていきたいと思っております。
- ○田上部会長 ありがとうございました。
- ○堀岡企画官(文部科学省) 最後に。
- ○田上部会長 どうぞ。
- ○堀岡企画官(文部科学省) 文科省の堀岡です。活発な御議論をありがとうございます。 小さな話ですが、幾つかの大学から、例えば外部評価者で来る方や認定患者の方の試験の ちょっとした費用、これはつまらない話ですが、弁当代をどうするのか、駅から大学まで の交通費をどうするのかといったことで、大学によっては迷って、どうすればいいのか困 っておられるようです。要綱でも実施要項でも何でもいいのですが、何かにコンプライア ンスを整理した上で対応するみたいなことを書いてあればいいのですが、どこかに書いて いただけると、大学の方々にわかりやすいかなと思い、そのような声が幾つかありました ので、よろしくお願いいたします。

○田上部会長 どうもありがとうございました。では、続いて事務局より共用試験実施機関の指定に関する意見の案についての説明をお願いしたいと思います。

〇毛利補佐 先生方には様々な御意見を頂き、ありがとうございました。本日の部会後の流れについて御説明いたします。本日の部会で今回様々な御意見を頂きましたが、この議論を踏まえ、共用試験実施機関の指定に関する意見を部会から頂戴した上で、厚生労働大臣より共用試験実施機関の指定を行うこととなります。

先ほどから申しておりますが、この実施機関の指定にあたっては省令及び告示に規定されており、省令の第四条第一項及び第二項に記載のとおり、この指定に係る事項の確実な実施を図るために、必要な最小限度のものに限り、この条件を付すことができるものとなっております。

また、本日の参考資料 5 として、昨年度、先行して公的化が行われております医学生の共用試験部会のほうから頂きました意見書の写しを参考としてお示ししております。こちらのほうで、CATO を実施機関として指定することに加えて、こういった条件を付けたほうがいいのではないかというような御意見を頂いておりました。例えば、簡単に申しますと、共用試験の実施状況等の詳細な把握、2 つ目のポツの評価者の負担の軽減、それから、3 つ目の模擬患者の負担の軽減、最後に、試験関係者の負担への配慮に関する御意見を頂きました。本日は資料 3 として、「共用試験実施機関の指定に関する意見(案)」をお示ししているところです。こちらについても御意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○田上部会長 どうもありがとうございました。部会としては、この意見を提出することとなるわけですが、本日の議論を踏まえて、この意見の中には、追記の部分も反映させていただくことになろうかと思いますが、まずは、この共用試験実施機関に CATO を指定することについて差し支えないかと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございました。御同意を頂きました。

それでは、事務局のほうで実施機関の指定の手続を進めていただくことになりますが、 試験の実施体制やそれに伴う大学側の負担、あるいは関わりについて委員から御意見をた くさん頂きましたので、これらを意見書に記載するということで、共用試験省令第四条第 一項の規定により、付す条件については部会長あずかりという形で、本日の議論を踏まえ て、私と事務局とで相談をしながらまとめさせていただき、必要に応じて、また関連の委 員の先生方に確認させていただいた上で意見書を公表できればと思います。

○前田委員 資料3ですが、ここだけが出て来ますよね。そうすると、「以下「共用試験省令」という」とか、「以下「機構」という」とかは、以下が何もないのだから、これは要らないのではないですか。

〇田上部会長 もし、この「記」の部分が出てくるのであればということも踏まえて反映 させていただければと思います。

○前田委員 これだけ出すのだったら。

- ○大坪補佐 ありがとうございます。そうですね。「指定して差し支えない。」で終わっている場合は、先生がおっしゃられているとおりかと思います。
- 〇一戸委員 参考資料みたいなものが付くのであれば、「以下「機構」」としておかなければいけない。
- ○前田委員 それは、頭に書いてあるのですよ。
- ○田上部会長 それを踏まえて。
- ○前田委員 上に、以下何とかと、書いてあるのです。
- ○田上部会長 それでは、それも含めて進めさせていただきます。よろしいでしょうか。 それでは、これで本日の部会をまとめたいと思いますが、試験にかかる意見の公表に当た り、また事務局から先生方に御相談させていただくこともあるかもしれませんが、その際 は御対応をどうぞよろしくお願いいたします。それでは、最後に事務局から何かございま すか。
- ○小椋課長 先生方、多くの御意見をどうもありがとうございました。ここにいらっしゃる先生方でこれだけ多くの御質問が出るということは、多分、現場は今後、ものすごく混乱して進んでいくことも少し懸念されるような会議ではございました。この後、できるだけ3月の説明会の中では、皆様方に御理解いただけるような形で、本日の資料を補足させていただくような形で、できるだけ分かりやすく御説明いただけるように、私どもも、CATOのほうも努めていきたいと思っております。

それで、基本は今の共用試験がこれから始まっていきますが、歩きながら考えるというようなことで、先生方にもできるだけ多くの御意見、御指摘等をこちらのほうにも教えていただければ、こちらも認識することができますので、そのような形で、こちらもできるところから修正していけたらと思っておりますし、CATOと密に連携を図りつつ、対応していきたいと思っております。

本日の部会で、まず第一に、先生方にお諮りした本日の議題は、まず、CATOを指名してよろしいですかということですので、そちらは御了承いただいたと思っております。誠にありがとうございます。本日、御了承いただきましたので、今後も先生方の御意見を踏まえながら手続を進めさせていただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。そして、これからも、是非、いろいろと教えていただければ幸いですので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○田上部会長 どうもありがとうございます。少し予定の時間を過ぎてしまいましたが、本日は非常にたくさんの有益な御意見をお出しいただいて御議論いただきました。大変、意義のある会になったかと思います。皆様、どうもありがとうございました。それでは、本日の部会はこれで終了とさせていただきます。

○大坪補佐 どうもありがとうございました。